

鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例（平成18年鴨川市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自動車修理工場に類する用途)

第1条の2 条例別表第2第5項及び別表第4第2項に規定する自動車修理工場に類する用途で規則で定めるものは、舟艇の内燃機関及び船外機並びに農業用機械器具の修理工場とする。

(特例許可建築物)

第2条 条例第8条第1項又は第2項の規定により市長が許可する建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 条例により建築ができない建築物のうち、特別用途地区又は特定用途制限地域内の既存の工場等における事業の拡大又はその事業と関連を有する事業の用に供する建築物で、これらの事業活動の効率化を図るため、特別用途地区又は特定用途制限地域内において建築することが必要な建築物

(2) その他市長が特に認める建築物

(許可の申請等)

第3条 条例第8条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項1の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図

(2) 許可を必要とする理由書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第10条において準用する条例第8条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第2号様式）の正本及び副本に、前項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(許可の決定等)

第4条 市長は、前条各項に規定する許可申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可又は不許可の決定をし、当該申請書を提出した者に対し、許可等決定通知書（第3号様式）に、申請書の副本を添えて通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により前条各項に規定する許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、鴨川市都市計画審議会に諮問しなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、次に掲げる要件に該当する場合に限る。）について許可をする場合においては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

- (2) 増築又は改築後の条例第4条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計（工作物の場合は築造面積）が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計（工作物の場合は築造面積）を超えないこと。
- (3) 条例第4条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

（許可の条件）

第5条 市長は、特例許可をする場合においては、第1種特別工業地区及び第2種特別工業地区の場合にあつては当該地区の安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上の有害の度の抑制のために必要な限度において、特定用途制限地域の場合にあつては当該地域の良好な環境の形成及び保持のために必要な限度において、それぞれ条件を付することができる。

（不適合建築物等の届出）

第6条 条例第5条の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、条例第10条において準用する条例第5条の規定による既存の工作物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日規則第19号）

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条関係）

許 可 申 請 書（建 築 物）

（第一面）

鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例第8条（第1項・第2項）の規定による許可を申請します。この申請書及び関係図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛て）

鴨川市長

年 月 日

申請者氏名



【1 申請者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【2 設計者】

【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ 氏名】

【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ 郵便番号】

【ホ 所在地】

【へ 電話番号】

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※都市計画審議会同意欄	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	
係員印	係員印	係員印	

※欄は記入しないでください。

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】
【2 住居表示】
【3 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【※4 その他の区域、地域、地区、街区】
【5 道路】
【イ 幅員】
【ロ 敷地と接している部分の長さ】
【6 敷地面積】
【イ 敷地面積】 (1) () () () () (2) () () () ()
【ロ 用途地域等】 () () () ()
【ハ 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合】 () () () ()
【ニ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合】 () () () ()
【ホ 敷地面積の合計】 (1) (2)
【へ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
【ト 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
【チ 備考】
【7 主要用途】(区分)
【8 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え
【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ 建築面積】 () () ()
【ロ 建築面積の敷地面積に対する割合】
【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ 建築物全体】 () () ()
【ロ 地階の住宅の部分】 () () ()
【ハ 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()
【ニ 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ホ 住宅の部分】 () () ()
【へ 延べ面積】
【ト 延べ面積の敷地面積に対する割合】
【11 建築物の数】
【イ 申請に係る建築物の数】
【ロ 同一敷地内の他の建築物の数】
【12 工事着手予定年月】 年 月
【13 工事完了予定年月】 年 月
【14 その他必要な事項】
【15 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1 番号】

【2 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3 構造】 造 一部 造

【4 高さ】
【イ 最高の高さ】
【ロ 最高の軒の高さ】

【5 階別用途別床面積】
【イ 階別用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(階)() () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
(階)() () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
(階)() () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
(階)() () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
【ロ 用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()
() () () () () () ()

【6 その他必要な事項】

【7 備考】

第2号様式（第3条関係）

許可申請書（工作物）

（第一面）

鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例第10条の規定において準用する同条例第8条（第1項・第2項）の規定による許可を申請します。この申請書及び関係図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛て）

鴨川市長

年 月 日

申請者氏名

㊟

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※都市計画審議会同意欄	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	
係員印	係員印	係員印	

※欄は記入しないでください。

(第二面)

【1 申請者】
【イ 氏名のフリガナ】
【ロ 氏名】
【ハ 郵便番号】
【ニ 住所】
【ホ 電話番号】

【2 設計者】
【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ 氏名】
【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ 郵便番号】
【ホ 所在地】
【へ 電話番号】

【3 敷地の位置】
【イ 地名地番】
【ロ 住居表示】
【ハ 用途地域】
【※ニ その他の区域、地区】

【4 工作物の概要】
【イ 用途】 (区分)
【ロ 高さ】
【ハ 工事種別】 新築 増築 改築 その他()
【ニ 築造面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
() () ()
【ホ 工作物の数】 () () ()
【へ その他必要な事項】

【5 工事着手予定年月日】 年 月

【6 工事完了予定年月】 年 月

【7 備考】

第3号様式（第4条関係）

許可等決定通知書(建築物・工作物)

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のありました（特別用途地区・特定用途制限地域）内における特例許可建築物の建築（築造）に関する許可については、下記のとおり決定しましたので、鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

記

- 1 許可します。
 - (1) 建築(築造)場所
 - (2) 建築物(工作物)の概要
 - ① 主要用途
 - ② 構造規模(構造)
 - ③ 延べ面積(築造面積)
- 2 許可できません。

許可できない理由

(教示)

不適合建築物等台帳
(表面)

市町村名・番号		第 号		地 域・地 区		調整年月日							
建築物・工作物	所在地			地区		年 月 日							
	名称			不適合条項	第 条()	決 裁 欄							
	住所 所有者 氏名			現在地に建築することができなくなった日	年 月 日								
	住所 管理者・占有者 氏名			設置年月日	年 月 日								
不適合の分類 (別表等の分類)													
基準時の状況	事業	用途			原料			製造 品名					
		不適合部分の面積	m ²		原動機の 総出力数	Kw							
		不適合の事由が原動機 の出力又は機械のとき	原動機 の出力	Kw		機 械 名 及び台数							
		危険物品名 及び数量	貯 蔵			処 理							
	その他の 概要												
敷地面積	m ²		建ぺい率	%		容積率	%		高さ等				
基準時の建築物又は工作物	棟等の 名称	構造・階数	建築面積	延べ面積 (築造面積)		不適合部分面積	原 動 機 力	機 械 の 台 数	危 険 物 品 量	設置年月日	確認等		
		・	m ²	m ²		m ²	Kw						
		・	m ²	m ²		m ²	Kw						
		・	m ²	m ²		m ²	Kw						
		・	m ²	m ²		m ²	Kw						
合 計		m ²	m ²		m ²	Kw							
その後の建築・築造の経過	棟等の 名称	構造・階数	建築面積	合計	延べ面積 (築造面積)	合計	不適合部分 の面積	合計	原動機の 出力合計	機 械 の 台数合計	危険物品 の 合 計	確認年月日	番 号
		・	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	Kw				
		・	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	Kw				
		・	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	Kw				
		・	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	Kw				
		・	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	Kw				
許容限度	建築面積		延べ面積の合計 (築造面積の合計)		不適合部分の面積		原動機出力		機械の台数		危険物品の貯蔵量		
	m ²		m ²		m ²		Kw						
現場 調 査	調査者印		摘 要										
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												

注 1 この台帳は、建築基準法、建築基準法施行令（以下「政令」という。）及び条例の規定に適合しなくなったときを基準にして作成してください。
 2 危険物品については、政令第116条第1項の表に掲げるものについて、その名称及び数量を記入してください。
 3 書ききれない場合は、別紙により記載し、裏面にはり付けてください。
 4 裏面に付近見取図、配置図、平面図その他不適合の状況を示す図面を記入し、又ははり付けてください。

(裏 面)

(記載上の注意) 付近見取図、配置図(方位及び土地測量実測図を含む。)平面図その他不適合の状況を記入してください。

